

令和2年度

全日本青少年育成アドバイザー連合会

書面総会資料



全日本青少年育成アドバイザー連合会

目 次

表紙	1
目次	2

第24回書面総会 報告及び議案提出について

第1号議案 令和元年度 事業報告承認の件 3~6

第2号議案 令和元年度 会計報告及び監査報告承認の件 7~11

第3号議案 令和2年度 事業計画(案)承認の件 12~14

第4号議案 令和2年度 一般及び特別会計予算(案)承認の件 . . . 15~16

第5号議案 一般社団法人化に向けての検討(案)承認の件 . . . 17~20

議案第1号 令和元年度 事業報告

はじめに

令和の新しい年は、広島県福山市で第23回大会を開催し新役員の承認を得て新執行体制で新たにスタートした1年でした。アド連の基本目標を確認し、それに向かって前進する為、青少年問題の現状とその背景を考察したうえで、30年度同様に重点運動4点を継続して推進することを決定しました。

組織を強化するため、情報を共有し、実践力を高めるため4つの専門委員会の目標を明確にして、その実践に努めました。特に、活動事例集作成委員会では、アドバイザーの活動事例を募集・編集して、会員必携の書として、「共に育つ喜び」の冊子を今井財団の支援を受けて発刊することができました。また、後継者養成委員会では、国立青少年教育機構の「子どもゆめ基金」を活用して令和元年度青少年育成アドバイザー養成講習会を開催することができました。全て役員をはじめ皆様方のご理解とご協力の賜と感謝しているところであります。

1 青少年育成運動の基本目標の確認

- I 青少年が次代の日本を担うものとして、誇りと責任とを自覚し、その輝かしい未来を自らひらき希望に満ちて生きるよう。
- II 親や青少年を指導する立場にあるものはもちろん、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成につとめるよう。
- III 政府および公共団体の青少年施策の強化を求めると同時に、これに協力して十分にその効果をあげるよう

2 重点運動方針について

青少年問題の現状と課題を踏まえ、社会の一員としての自覚を高め、逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成する為、昨年に引き続き次の4つを重点運動と定め実践に努めました。

- (1) 組織の実態を把握し、強化して、情報を共有し、実践力を高めます。
- (2) 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進を行い、力強く実践します。
- (3) 各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。
- (4) 青少年健全育成基本法の制定運動を継続し、関係諸団体との連携を図ります。

3 事業報告

(1) 総会及び理事会・専門委員会の開催

① 総会ならびに研究集会

期日 令和元年6月23(日)～24日(月)

場所 広島県福山市 「ツネイシしまなみビレッジ」 参加者69名。

議案 1号～6号議案すべて承認を得た。

② 理事会開催

第1回

期日 平成31年4月14日～15日
場所 国立オリンピック記念青少年総合センター
議案 平成31年度（令和元年度）総会議案準備

第2回

期日 令和元年6月23日（日）
場所 ツネイシしまなみビレッジ
議案 令和元年度、総会提出議案成案協議

第3回

期日 令和元年11月26日（土）～27日（日）
場所 国立オリンピック記念青少年総合センター
議案 通信講習会案の提案議案協議

第4回

期日 令和2年2月15日（土）
場所 国立オリンピック記念青少年総合センター
議案 法人化に向けたメリットデメリットの説明協議

③ 専門委員会開催

ア 総務委員会・後継者養成委員会・広報委員会

期日 令和元年6月24日（月）
場所 広島県福山市 「ツネイシしまなみビレッジ」

イ 活動事例集作成委員会

- ㊦ 期日 平成31年4月14日
場所 国立オリンピック記念青少年総合センター
- ㊧ 期日 令和元年6月23日
場所 広島県福山市 「ツネイシしまなみビレッジ」
- ㊨ 期日 令和元年8月26日
場所 渋谷区文化総合センター大和田
- ㊩ 期日 令和元年9月11日
場所 渋谷区文化総合センター大和田

ウ 認定審査委員会

- ㊦ 第1回 期日 平成31年4月14日
場所 国立オリンピック記念青少年総合センター 14名認定
- ㊧ 第2回 期日 令和元年11月2日
場所 国立オリンピック記念青少年総合センター 3名認定

エ 総務委員会 後継者養成委員会 広報委員会

期日 令和元年11月26日～27日
場所 国立オリンピック記念青少年総合センター

オ 後継者養成委員会 広報委員会 法人化・組織対策委員会

期日 令和2年2月15日

場所 国立オリンピック記念青少年総合センター

(2) 活動事例集作成委員会を設置し、今井財団の助成を受けて冊子「共に育つ喜び」刊行
令和元年11月1013部刊行 会員配布販売 550冊 残数 463冊

(3) 令和元年度アドバイザー養成講習会の開催

日時 令和2年2月14～16日（2泊3日）

場所 国立オリンピック記念青少年総合センター

受講者 56名（内新受講者37名）

(4) 専門委員会報告

① 総務委員会

ア 青少年問題を把握し、その解消に向かって、全日本アド連は何を成すべきか、その行動指針の検討をします。

○ 内閣府主催のブロック研修会。中央研修会で、青少年の「ひきこもり」や「いじめ」問題等についての研修を推奨した。

イ 「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の徹底と具体的な進め方

○ 北海道八軒中央すまいるネットで「第3回子どもが伸びるチャンスをつくろう、活かそうフォーラム」が開催されており他の地域での取組も期待される

ウ 組織の実態を調査して把握し、活性化に向けた支援内容の検討

○ 平成28年に実態調査の実施と今回の調査結果の現状と状況は、ほとんど変化がないと認識しています。

エ 「青少年（健全）育成基本法」制定要望運動の推進

○ 広島県アド会要望実施

○ 要望運動は、強制でないが、全アド連の活動として継続する

② 後継者育成委員会

ア 令和元年度青少年育成アドバイザー養成講習会受講者の募集及び実施。

○ アド連ホームページやアド連だよりへの掲載、県民会議等への募集依頼

イ 各ブロック・各県でアドバイザーを増やすための、入門講座の開催奨励支援。

○ 峠会長、山本顧問が、要請を受け入門コースの講師として支援

ウ 入門講座が開催できない県や地域の為に、通信講座制度を開くこと決定

○ 第3回理事会において、通信講座開設審議承認（令和2年度実施予定）

③ 認定審査委員会

第7期生17名を認定し、認定書を交付した。（別冊資料編参照）

④ 広報委員会

ア アド連だよりを継続して発行した。

○ 第19号元年5月1日 第20号元年9月1日 第21号元年12月20日 発行

イ 各ブロック及び各県アド事務局との連携を緊密にし、情報収集してHPやFBに公開した。

- SNS Messenger 非公開グループ「全日本青少年育成アドバイザー」に、情報を共有するために内閣府、総務省などの情報を投稿した。
- アド連だよりで各県アド会活動を紹介
- ウ 啓発グッズの販売・活用を促進
 - 総会及びアドバイザー養成講習会会場にて販売実施
 - 缶バッジ 988個制作
- ④ 法人化・組織対策委員会
 - 「任意団体」「NPO 法人」「一般社団法人」のメリット、デメリットについて調査検討した結果「一般社団法人化」設立に向けて検討調査することとなった。
 - (第3回理事会承認)
- (5) 表彰関係(別冊資料編参照)
 - ① 全日本青少年育成アドバイザー連合会 会長表彰
令和2年6月23日 6名表彰
 - ② 一般社団 日本善行会 秋季善行表彰推薦
令和元年11月30日 5名受賞

第2号議案 令和元年度 一般会計・特別会計収支決算報告

1 一般会計

【一般会計】 令和元年度 一般会計収支決算報告書					
収入の部		単位：円 △はマイナス			
科 目	元年度予算額①	元年度決算額②	増 減①-②	備 考	
繰越金	27,710	27,710	0	前年度繰越金	
会 費	129,000	132,000	△ 3,000	1号 5000×24 3号 3000×4	
グッズ代金	97,500	52,540	44,960	のぼり旗 バッチなど	
寄付金	48,000	66,301	△ 18,301	佐藤氏 (株) 名晃 谷本氏	
特別会計 繰入金収入	0	135,747	△ 135,747	活動事例集作成特別会計より繰入	
その他	35,790	84,102	△ 48,312	オリセン宿泊費徴収 (84100円) 利息 (2円)	
合計	338,000	498,400	△ 160,400		
支出の部		単位：円 △はマイナス			
科 目	元年度予算額①	元年度決算額②	増 減①-②	備 考	
会議費	20,000	94,150	△ 74,150	理事会・委員会開催利用室代	
事業費 事務費	35,000	42,118	△ 7,118	角印 コピー用紙 インク代など	
通信費	35,000	33,708	1,292	切手など	
旅 費	60,000	53,000	7,000	理事会など参加旅費	
HP維持費	48,000	48,000	0	HP維持管理料	
グッズ購入費	100,000	62,590	37,410	のぼり旗 缶バッチなど	
総会開催補助費	20,000	20,000	0	広島県アド会	
特別会計 繰入金支出	0	50,000	△ 50,000	活動事例集作成特別会計へ繰入	
予備費	20,000	0	20,000		
合計	338,000	403,566	△ 65,566		
収入合計		－	支出合計	=	繰越金
498,400			403,566		94,834

2 特別会計

【特別会計】 令和元年度アドバイザー認定特別会計決算書				
収入の部		単位：円 △はマイナス		
科 目	元年度予算額①	元年度決算額②	増 減①-②	備 考
繰越金	67,826	67,826	0	前年度繰越金
認定登録料	200,000	112,000	88,000	8000円×14人
その他	10	0	10	
合 計	267,836	179,826	88,010	
支出の部		単位：円 △はマイナス		
科 目	元年度予算額①	元年度決算額②	増 減①-②	備 考
会 議 費	10,000	1,070	8,930	認定委員会審査資料作成
事 務 費	25,000	30,623	△ 5,623	用紙 インク 封筒など
通 信 費	50,000	39,074	10,926	認定書 だより 申請書等送料
旅 費	80,000	80,300	△ 300	委員旅費補助
謝 礼	30,000	0	30,000	委員謝礼
バッジ特別会計	0	0	0	
予 備 費	72,836	0	72,836	
合 計	267,836	151,067	116,769	
繰越金			28,759	

【特別会計】 令和元年度 青少年育成アドバイザー養成講習会決算書

収入の部

単位：円 △ マイナス

科 目	元年度予算額①	元年度決算額②	増 減①-②	備 考
繰越金	0	0	0	繰越金
参加費	1,019,000	805,000	214,000	10,000×1人 12,000×1人 13,000×4人 17,000×43名
助成金・	435,000	295,953	139,047	子どもゆめ基金助成未確定につき試算額
寄付金	0	10,200	△ 10,200	祝金5000円 寄付金5200円
合 計	1,454,000	1,111,153	342,847	

支出の部

単位：円 △ マイナス

科 目	元年度予算額①	元年度決算額②	増 減①-②	備 考
通信費	45,000	39,144	5,856	全アド連加盟府県 都内関係諸団体 各県民会議 参加者への案内通知連絡
会場費	70,000	49,590	20,410	会議室等
消耗品費	50,000	95,272	△ 45,272	文具 名札 コピー用紙等
(印刷費)	140,000	29,643	110,357	募集要領・研修資料印刷
謝 金	370,000	280,000	90,000	講師等への謝礼 (交通費含む)
宿泊費	250,000	235,900	14,100	講師・協力者 参加者 (2泊3日)
食糧費	400,000	343,724	56,276	参加者・講師食事 (2泊3日) 交流会等
旅費交通費	100,000	37,880	62,120	関係機関等折衝交通補遺 保険代金
予備費	29,000	0	29,000	
合 計	1,454,000	1,111,153	342,847	
繰越金			0	

【特別会計】 令和元年度 活動事例集作成決算書

収入の部 単位：円 △マイナス

科 目	元年度予算額①	元年度決算額②	増 減①-②	備 考
助成金	500,000	500,000	0	
一般会計 繰入金収入	50,000	50,000	0	
販売代金	400,000	448,280	△ 48,280	「共に育つ喜び」販売代金
寄付金	50,000	107,600	△ 57,600	
合 計	1,000,000	1,105,880	△ 105,880	

支出の部 単位：円 △マイナス

科 目	当初予算額	元年度決算額②	増 減①-②	備 考
印刷製本費	780,000	719,000	61,000	東京創作出版（1000部）
原稿取材費	0	0	0	
原稿整理費	50,000	70,000	△ 20,000	福留氏・萩原氏・配島氏へ
会議費	50,000	1,950	48,050	貸室代
交通費	80,000	157,496	△ 77,496	8/26 9名 9/11 3名
事務費	40,000	21,687	18,313	切手代等
一般会計 繰入金支出	0	135,747	△ 135,747	
合 計	1,000,000	1,105,880	△ 105,880	
繰越金		0		

令和2年3月31日

以上のとおり相違ないことを報告致します。

事務局長 宮 後 弘 満



監 査 報 告

令和元年度における、全日本青少年育成アドバイザー連合会の一般会計及び特別会計（アドバイザー認定特別会計、青少年育成アドバイザー講習会特別会計、活動事例集作成特別会計）に関する帳簿・預金通帳等を監査した結果、収支及び会計報告が正確かつ適正であることを認めます。

令和 2 年 4 月 30 日

監事 谷 口 崇 義 印

監事 山 本 又 三 印

※ 印彰保護のため印彰は載せていません

第3号議案 令和2年度 活動方針及び事業計画（案）

はじめに

青少年は次代の担い手であり、同時に青少年期は人格の基礎を形成する時期である。少子高齢化、情報化、国際化等の社会の変化と社会的自立の遅れや非行等青少年をめぐる今日的課題を踏まえ、青少年の育成にかかる基本理念と施策の方向性を明確に示し、幅広い分野にわたる青少年育成施策を総合的かつ効果的に推進する必要がある。

1 青少年育成運動の基本目標

青少年育成施策は、前年度同様以下の3点を基本理念として推進します。

- I 青少年が次代の日本を担うものとして、誇りと責任を自覚し、その輝かしい未来を自らひらき希望に満ちて生きるよう。
- II 親や青少年を指導する立場にあるものはもちろん、一般国民がその姿勢を正すとともに、青少年問題についての関心を高め、積極的に青少年の育成につとめるよう。
- III 政府および公共団体の青少年施策の強化を求めると同時に、これに協力して十分にその効果をあげるよう

2 活動方針

青少年が、変化の激しい社会を生きるため、社会の一員としての自覚を高め逞しく生き抜く力を身に付けた青少年を育成するため、次の4つを活動方針とします。

- (1) 組織の実態を把握し、強化して、情報を共有し、実践力を高めます。
- (2) 「子どもが伸びるチャンスを活かす」運動の奨励・推進を行い、力強く実践します。
- (3) 各都道府県・市町村民会議等の青少年育成運動に参画しその活性化を図ります。
- (4) 青少年健全育成基本法の制定運動を継続し、関係諸団体との連携を図ります。

3 事業計画

(1) 総会・理事会の開催

① 総会

期日 令和2年6月21日（日）～22日（月）

場所 シーサイドホテル舞子ビラ神戸

※コロナウイルス感染予防対策のため中止とし、文書にて議決決定することになり
議決日は、令和2年6月21日となりました。

② 理事会・専門委員会の開催予定

ア 第1回理事会・専門委員会

期日 令和2年4月10日（金）～11日（土）

場所 国立オリンピック記念青少年総合センター

※コロナウイルス感染予防対策のため中止とし、文書にて議決決定とします。

イ 第2回理事会・専門委員会（コロナウイルス感染予防対策で不確定）

期日 令和2年8月8日(土)～9日(日)

場所 国立オリンピック記念青少年総合センター

ウ 第3回理事会・専門委員会（コロナウイルス感染予防対策で不確定）

期日 令和2年11月

場所 国立オリンピック記念青少年総合センター

エ 第4回理事会・専門委員会

期日 令和3年2月19日(土) 9時～12時

場所 国立オリンピック記念青少年総合センター

(2) 表彰関係

① 会長表彰

今年度中止として、次年度に2年分表彰予定

② 日本善行会秋季善行表彰推薦予定

(3) 専門委員会

① 総務委員会

アドバイザーが活発な活動を展開する為の方策を検討し、その結果を理事会に報告して運動方針や事業計画に反映させます。

ア 青少年問題の把握と、その改善に向けてアド連としての行動指針の検討

イ 「子どもが伸びるチャンスを活かそう」運動の徹底と具体的な進め方

ウ 組織の実態を調査・把握し、活性化に向けた支援内容の検討

エ 各都道府県・市町村民会議等青少年育成運動に参画しその活性化を図ります

オ 総会決定事項の推進

② 後継者育成委員会

青少年育成アドバイザー養成講習会の実施により認定審査を行い、後継者を育成して組織の拡充に努めます。

ア アドバイザー養成講習会の開催（別冊資料編：募集要項参照）

令和2年度青少年育成アドバイザー養成講習会の募集と実施予定。

期日 令和3年2月19日(金)～21日(日)

場所 国立記念オリンピック記念青少年総合センター

イ 各ブロック・各県でアドバイザーを育成するために入門講座の開催奨励支援。

入門講座開催県は隣県の仲間や県民会議、育成関係諸団体等へも周知し、参加者の拡大に努めます。

ウ 入門講座が開催できない県や地域の為に、通信講座を開設し広く募集を実施します。（別冊資料編参照）

エ アドバザー養成を安定的に継続し充実させるために、財源と開催会場確保方策の検討をしていきます。

～子どもゆめ基金の継続。各県アド養成講座へのゆめ基金の導入の検討

③ 認定委員会

ア 養成講習会修了者へアドバイザー認定への案内と推奨を行います。

- イ 小論文の提出促進やフォロー、必要に応じ各県会長への連絡や依頼もします。
- ウ 認定者の活動基盤の構築にも支援していきます。

④ 広報委員会

認知度が低いといわれる本会の運動（活動・事業）を広報し、情報の交流を活発にして、周知徹底します。

ア アド連だよりの発行（4月22号発行済、8月23号、12月24号発行予定）
各ブロックの都府県アド会に原稿提出を求め、活動状況を広報します。

イ HP, SNS を活用した情報を発信・継続します。

ウ アドバイザー名刺の活用を推進します。

⑤ 法人化・組織対策委員会

ア 承認を得て一般社団法人設立に向けての具体的検討を進めます。

イ 未加入組織や有資格会員の加入促進方策を検討します。

ウ ブロック研修会・都道府県の総会・研修会・入門講習会へアド連役員等派遣します。

エ 青少年健全育成基本法の制定運動を継続し、関係諸団体との連携を図ります。

(4) 青少年育成アドバイザー養成講習会開催

期 日 令和3年2月19日（金）～21日（日）

場 所 国立オリンピック記念青少年総合センター

募集定員 70名（申込締切日令和3年1月29日（土）迄）

募集要領 （別冊資料編参照）

第4号議案 令和元年度 一般会計予算・特別会計予算（案）

1 一般会計予算（案）

【一般会計】 令和2年度 一般会計予算（案）					
入の部				単位：円	
科 目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	備 考	
繰越金	27,710	27,710	94,834	前年度繰越金	
会 費	129,000	132,000	140,000	1号会員5000×25 3号会員3000×5	
グッズ代金	97,500	52,540	30,000	のぼり旗 シール等販売	
寄付金	48,000	66,301	48,000	HP維持管理	
特別会計 繰入金収入	0	135,747	0		
その他	35,790	84,102	170,000	オリセン宿泊費徴収 利息等	
合計	338,000	498,400	482,834		
出の部				単位：円	
科 目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	備 考	
会議費	20,000	94,150	100,000	理事会開催（施設使用料含む）	
事業費	事務費	35,000	42,118	30,000	コピー用紙 インク代等消耗品
	通信費	35,000	33,708	60,000	切手代等送料
旅 費	60,000	53,000	80,000	理事会・専門委員会参加旅費	
HP維持費	48,000	48,000	48,000	ホームページ維持管理費	
グッズ購入費	100,000	62,590	70,000	シール等グッズ購入費	
総会開催補助費	20,000	20,000	0	研究集会中止	
特別会計 繰入金支出	0	50,000	0		
予備費	20,000	0	94,834		
合計	338,000	403,566	482,834		
収入合計 ー	支出合計 ー	繰越金			
482,834	482,834	0			

2 特別会計予算（案）

【特別会計】 令和2年度アドバイザー認定特別会計予算（案）				
収入の部				単位：円
科 目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	備 考
繰 越 金	67,826	67,826	28,759	前年度繰越金
アドバイザー認定登録料	200,000	112,000	240,000	8000円×30人（令和元年度受講者など）
そ の 他	10	0	5	利息など
合 計	267,836	179,826	268,764	
支出の部				単位：円
科 目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	備 考
会 議 費	10,000	1,070	10,000	認定委員会審査資料作成
事 務 費	25,000	30,623	35,000	用紙 インク 証書 封筒など
通 信 費	50,000	39,074	50,000	認定書 アドだより など送料
旅 費	80,000	80,300	80,000	委員旅費補助
謝 礼	30,000	0	30,000	
バッジ購入費	0	0	0	
予 備 費	72,836	0	63,764	
合 計	267,836	151,067	268,764	
【特別会計】 令和2年度 青少年育成アドバイザー養成講習会予算(案)				
収入の部				単位：円
科 目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	備 考
繰 越 金	0	0	0	繰越金
参 加 費	1,019,000	805,000	980,000	17000×50人 13000×10人
助 成 金 ・	435,000	295,953	435,000	子どもゆめ基金助成上限額
そ の 他	0	10,200	0	
合 計	1,454,000	1,111,153	1,415,000	
支出の部				単位：円
科 目	前年度予算額	前年度決算額	本年度予算額	備 考
通 信 費	45,000	39,144	50,000	全アド連加盟府県 都内関係諸団体 県民会議 参加者への案内通知連絡
会 場 費	70,000	49,590	40,000	会議室など
消 耗 品 費	190,000	124,915	150,000	文具消耗品 名札 記録写真 募集要領・研修資料印刷等
謝 金	370,000	280,000	400,000	講師等への謝礼（交通費含む）
宿 泊 費	250,000	235,900	250,000	講師・協力者 参加者（2泊3日）
食 糧 費	400,000	343,724	410,000	参加者・講師食事代（2泊3日）交流会費
旅 費 交 通 費	100,000	37,880	100,000	関係機関等折衝交通費 保険代金
予 備 費	29,000	0	15,000	
合 計	1,454,000	1,111,153	1,415,000	

第5号議案 一般社団法人設立に向けての検討(案)

はじめに

任意団体である「全日本青少年育成アドバイザー連合会」は、平成9年9月11日に国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて設立総会が開催され設立されました。

設立以降、全国アド会の持回りにより毎年総会研究集会在開催されるに至りましたが、平成26年6月に九州ブロックより連合会脱退届が提出され、現在の組織運営となりました。

平成28年度第3回理事会において「NPO法人化」が提案され検討されましたが、結論に至らないまま、例年総会に議案として提案されていることから、事務局は、専門家の意見を聞き、令和の新しい時代となり相応しい組織に発展させるため、また、アドバイザー養成講習会で通信講座を開始するにあたり理事会に任意団体よりも、更に対社会的に信頼を得るためにも「一般社団法人化を検討しては」と提案致しました。

「任意団体」「NPO法人化」「一般社団法人化」のメリットデメリットなどを調査し検討した結果「一般社団法人化」で調査検討することとなりましたので、検討の是非を議案として提案するものであります。

1 そもそも任意団体とは

(1) 任意団体は、「法人格のない人の集まり」です。

協会、資格認定団体、業界団体、学会、研究会、サークル、同窓会、町内会、自治会など、名称の如何は問わず任意団体は同じ目的を持った「人」が集ることで、いつでも簡単に設立できます。

(2) 任意団体は、法律で定められた組織ではないため、法務局への設立登記は必要ありませんし、行政からの特別な許可も不要です。

ところが、任意団体は「法人格」がありませんので、団体名義で契約を行うことができません。

それでも何かしらの契約を行わなければならない場合は、構成員の名義（多くはその団体の代表者個人の名義）で契約を交わすことになります。

(3) 団体名義で契約できないということは、土地・建物や自動車などの資産も団体名義では所有できなということ。

極端に言えば、事務所の備品一つ、ボールペン一つであっても、団体名義では所有できません。

(4) 法人格がなければ、実態はどうであれ、法律行為の主体にはなれませんから、あくまでも構成員の名義で各種財産を所有しておくことになります。

ある構成員（以後Aさんとします）の名義で任意団体の各種財産を保有していきましょう。Aさんが健康で元気なときは特に問題は起こりません。ですが、もし、Aさんが急な病気や事故で死亡してしまった場合はどうなるのでしょうか。Aさん名義で契約していた任意団体の各種財産は、Aさん固有の財産として扱われてしまいます。

人が死ぬと相続が始まりますから、団体で使っていた財産も当然 A さんの相続財産の対象となります。

つまり、任意団体は自由にその財産を使うことができなくなってしまうのです。

規模が小さな任意団体であれば財産も少ないでしょうから、あまり問題にならないケースも多いのですが、規模が大きな任意団体の場合は、その影響は多大です。銀行口座一つ自由に使うことができなくなってしまうのです。ですから、将来起こり得るであろうこの問題については早急に解決しておかなければなりません。誰でも簡単に設立できる任意団体は、法律の縛りも少なく気軽に運営できるというメリットはあるものの、法律行為（契約や財産処分）を団体名義では行えないという負の側面が伴います。

何十年も前から任意団体にはこのような問題が内在していたにも関わらず、それに見合った法人格というものがこれまでの日本には存在していませんでした。

（※実際には「社団法人」という法人格はあったのですが、主務官庁の認可制で設立するための要件が非常に厳しく、小・中規模の任意団体が設立するのはほぼ不可能でした。また、中間法人という法人格も存在していましたが、現在は廃止されています。）法人化のニーズがあるにも関わらず、そのための法整備が追いついていなかったのです。このような問題点等も踏まえて、戦後最大とも言われる「公益法人制度改革」が行われました。10 年ほど前のことです。公益法人制度改革によって、これまでとは比較できないほどの簡単さで任意団体が法人格を持てるようになりました。それが「一般社団法人」です。

2 一般社団法人とは？

(1) 最大のポイントは、営利を目的としない「非営利法人」であること

一般社団法人とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」という法律を根拠に設立される非営利法人を言います。

(2) 一般社団法人は、人（社員）が集まり、法律に規定されている手続きを踏むことによって成立します。

「人が集まることによって設立できる」と法律に規定されていますから、当然ですが、1 名では設立することはできません。

(3) 2 名以上の人（社員）が必要になります。

株式会社や合同会社などの営利法人は 1 名以上で設立が可能ですので、そこがまず根本的に異なる点です。一般社団法人の社員には、個人はもちろん、会社などの法人も就任できます。

(4) 一般社団法人の「社員」とは？

従業員や職員ではありません。

一般社団法人における社員とは、一般社団法人の重要事項を議決する最高意思決定機関の「社員総会」に出席し、その議決権を行使することができる人、または、法人等を指します。

(5) 非営利法人ってどういう意味？利益を上げてはいけないの？

一般社団法人は、必ずしも「公益的」な事業を行う必要はありません。

一般社団法人が行う事業の内容に制限はなく、株式会社や合同会社などの営利法人と同様に、基本的にはどのような事業でも自由に行うことができます。

非営利という言葉は「ボランティア」や「公益事業」といったものを想起させますが、そうではありません。

一般社団法人は、次に説明する「非営利性」というものさえ担保しておけば、「収益」を上げることのみを目的することも、法人内部の「共益」だけを目的することも可能です。

(6) 「非営利」「非営利法人」とは？

「営利を目的としない＝非営利」とは、ボランティアや公益事業を指すわけではありません。非営利という言葉には利益を上げてはならないというニュアンスも含まれているように勘違いされがちですが、そうではないのです。

非営利とは、「余剰利益を分配しないこと」を言います。

例えば、みなさまご存知の株式会社は、会社が儲かれば株主に余剰利益を配当することができますから、「営利法人」になります。

一方、非営利法人は余剰利益が出てもそれを分配することはできません。非営利法人である一般社団法人も余剰利益の分配は禁止されています。

とはいえ、余剰利益の分配をしてはいけないだけですから、利益を上げること自体は可能ですし、もし余剰利益が出た場合でも、分配するのではなく、次の事業年度に繰り越して事業のために使えば良いだけです。もちろん、一般社団法人の役員や従業員に役員報酬、給与を支給することも可能です。

(7) 役所の許可は不要

一般社団法人の設立には特別な許可や認可は必要ありません。公証役場で定款の認証を受け、法務局へ登記することで設立が可能です（準則主義と言います）。

こちらに関しては株式会社や合同会社と同様です。

3 現在の全日本青少年育成アドバイザー連合会法人格（権利能力）のない位置付け

(1) 契約者の当事者としての権利、義務の主体となりうる地位のない法的には不安定な状態

(2) 一般社団法人化した場合

① 仮称「一般社団法人 全日本青少年育成アドバイザー連合会」として法人化した場合、当連合会が権利・義務の（帰属）主体としての地位を獲得することで社会における当連合会の存在を明確化する上での前提条件を確保したことになる。

② 外部の人々に法的にも当連合会が分かりやすく、親しみやすい団体のイメージを得ることが出来る。

(3) 法人化することによるメリット

① 対外的に契約者の当事者となり、法的に権利や義務の主体者となれる。

② 全日本アド連の存在を社会的に容易に証明することが出来る。

③ 法人名義で事業活動を行っていくことで

⑦ 運営基盤の強化

- ① 対社会的な信頼の向上が得られる
 - ④ 当連合会が公的団体からの委託・補助など各種の調査研究事業を実施するに当たり、その前提条件を確保したことで公的な助成金を受けやすくなる。また、対外的にその成果を公表するためには、その前提として全日本アド連が法人格を有していることが必要となる。
 - ⑤ 法人格を持っていれば公的助成金、例えば企業の社会的貢献（CSR）などの助成金が受けられ、全日本アド連の諸事業を展開しやすくなる。
- 4 承認を得て「一般社団法人化に向けて」調査検討すべき事項
- (1) 名称、財源、所在地、シンボルマークなどについて調査検討
 - (2) 申請に必要な定款制定に向けた調査検討
 - (3) 必要に応じて理事会の同意を得て臨時総会の検討
 - (4) 設立登記申請の検討